

【認定こども園 福角保育園 利用契約書】

支給認定保護者(以下、「保護者」といいます。)と社会福祉法人福角会福角保育園(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の支給認定子ども(以下「園児」といいます。)に対して行う特定教育・保育について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、園児に対し、子ども・子育て支援法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる特定教育・保育を提供し、保護者は事業者に対しその特定教育・保育に対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日(卒園予定日)までとします。

- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。

(特定教育・保育の場所)

第3条 特定教育・保育の提供場所は、愛媛県松山市福角町甲1258番地2 認定こども園 福角保育園です。

(保育サービスの内容)

第4条 事業者は、保護者並びに園児に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を提供することとします。

- 2 特定教育・保育の内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

(料金の支払い)

第5条 保護者は当該事業所が説明した「運営規程」及びその他「重要事項説明書」の内容について同意し、これらに定められた保護者の義務(利用者負担その他表の支払いを含む。)を履行するものとします。

(保護者等の言動に関する禁止事項)

第6条 保護者その他の関係者(保護者等)という。)は、職員または他の保護者・園児に対し、暴言・暴力・威嚇・侮辱・不当な要求・長時間のクレーム・SNS等への誹謗中傷・性的言動その他、社会通念上不適切な言動を行ってはならないものとします。

- 2 保育所は、前項のような行為が確認された場合、事実確認を行い、必要に応じて当該保護者等に注意または改善の要請を行います。
- 3 保護者等が改善要請に応じず、または同様の行為を繰り返す場合、保育所は次の措置を講ずることがあります。
 - (1) 面談・連絡方法の制限(書面またはメール対応のみに限定等)
 - (2) 園行事・来園時の制限
 - (3) 他の保護者・園児の安全確保のための一時的な登園制限
 - (4) 児童の安全および保育環境の維持が困難と判断した場合の契約解除
- 4 保育所は、上記措置を講ずる際には、保護者等に理由を説明し、必要に応じて市町村・関係行政機関等と連携のうえ対応します。
- 5 保護者等の行為が職員または他の園児・保護者に対して著しい危険を及ぼすおそれがある場合、保育所は警察その他関係機関への通報を行うことができます。

(安全で健全な保育環境の確保)

第7条 保育所は、職員および園児が安心して保育活動を行えるよう、安全で健全な環境の維持に努めます。

- 2 保護者等は、施設方針を尊重し、他の園児や職員への配慮をもって協力するものとします。
- 3 職員への威圧的または不当な言動が確認された場合、適切な指導・助言・制限を行うことがあります。

(契約の解除)

第8条 保育所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができます。

- (1) 保護者等の暴言・暴力・威嚇・不当要求その他の行為により、職員または他の園児・保護者の安全・心身の健康に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 上記行為が改善されず、信頼関係の維持が困難であると認められるとき。
- (3) 保育の提供に著しい支障が生じ、園運営に支障をきたすと判断されるとき。
- (4) その他、やむを得ない事由により安全な保育環境の確保ができないとき。

(本契約に定めのない事項)

第9条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、子ども子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

(裁判管轄)

第10条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

(重要事項説明確認)

第11条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

支給認定保護者

<住所>

<氏名>

印

支給認定園児

<氏名>

事業者

<所在地>愛媛県松山市福角町甲 1829 番地

<事業者名> 社会福祉法人 福 角 会

<代表者>理事長 山 崎 隆 印

当該施設

<所在地>愛媛県松山市福角町甲 1258 番地 2

<施設名> 認定こども園 福角保育園

<代表者>園 長 芳 野 詩

重要事項説明書

社会福祉法人 福角会
認定こども園 福角保育園

	多目的・女性WC【2.88㎡】・湯沸室【1.98㎡】・男女WC【2.66㎡】 廊下・手洗い・玄関【17.23㎡】
設備の種類	冷暖房・防犯カメラ・防犯設備(愛媛総合警備保障)
安全保障	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」保険

(5)職員体制

園長 1名
副園長 1名
主幹保育士 1名
保育士(必要数を配置する。)
栄養士 1名(調理員兼務)
調理員(必要数を配置する。)
嘱託医 1名
嘱託歯科医 1名
英語教師 1名

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時00分
延長保育 (土曜日除く)	教育標準時間	朝:午前7時～午前8時30分
		夕:午後2時00分～午後6時
長期休暇の預かり保育	以下の長期休業期間中、平日に限り預かり保育を行います。 ※延長保育も実施	
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始	
	(春季)4月1日～4月7日	
	(夏季)7月18日～8月31日	
	(冬季)12月25日～1月12日	
	(春季)3月21日～3月31日	

特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情がある時は、あらかじめ情報提供を行い、休業日に特定教育・保育を提供することがあります。尚、その場合は、振替休日を設けることがあります。

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分
延長保育 (土曜日除く)	保育標準時間	夕:午後6時～午後7時
	保育短時間	朝:午前7時～午前8時30分 夕:午後4時30分～午後7時
開所時間	月曜～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始(12月29日～1月3日)	

(7)利用料等

項目	対象児	金額
延長保育料	2号認定・3号認定の利用子ども対象	保育標準時間
		月額 18時30分まで 1,600円
		月額 19時まで 2,600円
		日額 30分 160円
		日額 1時間 260円
		保育短時間 30分 100円

	1号認定の利用子ども対象	教育標準時間 1時間 260円
給食提供に係る費用	1号認定の利用子ども対象	1日 250円×出席日数
	2号認定の利用子ども対象（3歳児以上）	主食代（1ヵ月）700円 副食代（1ヵ月）4,500円
ザ・サマー食事代	1号認定・2号認定の利用こども対象（5歳児のみ）	実費徴収
社会見学旅行食事代	1号認定・2号認定の利用こども対象（5歳児のみ）	実費徴収
遠足諸費用	1号認定・2号認定の利用こども対象	実費徴収
体操教室	1号認定・2号認定の利用子ども対象（3歳児以上）	上乘徴収費用 1回 250円（外部講師代）
体操服・カラー帽子代	1号認定・2号認定・3号認定の利用子ども対象	実費徴収
紙おむつサブスクリプションサービス利用料	3号認定の利用子ども対象（希望者）	月額 2,490円

(8) 支払方法

保育料及び利用料は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。

利用料負担金は、当月末日精算の翌々月10日払いです。

①ご指定の口座から自動引き落としとしてお願いいたします。

②現金支払いを希望される場合はお申し出ください。

(9) 提供する特定教育及び保育の内容に関する全体的な計画

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

		0歳児	1歳児	2歳児
養護	生命の保持	一人一人の発達状態に合わせ、食事・活動などの内容を調整する。	健康で安全な環境を整え、生活リズムを安定させていく。	思いきり全身運動ができるように環境を整えると共に安全に十分留意する。
	情緒の安定	一人一人の要求を受け止め、満たしていく。	一人一人の気持ちを受けとめながら、安心して過ごせるようにする。	甘えや自己主張を受けとめ、安心して自分の気持ちを表せるようにする。
教育	健やかに伸び伸びと育つ	一人一人の生活リズムが安定する。 ハイハイやつかまり立ち等の全身運動をのびのびと楽しむ。	健康 歩行が安定し、探索活動を十分に楽しむ。 人間関係 保育士や友だちに興味を持ち、進んで自ら関わろうとする。	自分でしようとする意欲を持ち、基本的な生活習慣を身につける。 保育士に見守られながら様々な遊びを通して友達との関わりを持つ。
	身近な人と気持ちが通じ合う	特定の大人と関わることで、生理的欲求が満たされ安心して過ごす。	環境 探索活動を通して、身近なものに好奇心をもつ。 言葉 保育士とのやり取りの中で身振りや言葉で気持ちを表そうとする。	身近な事物や動植物に関心を持ち、触れたり、集めたり、遊んだりする。 言葉が増え、保育士や友達に自分の意思や欲求を言葉で伝えようとする。
	身近なものに関わり感性が育つ	身近な自然やものにかかわって遊ぶ。	表現 保育士と一緒に歌ったり手遊びをしたりリズムに合わせて体を動かして遊ぶ。	保育士や友達と様々な素材を使い、イメージを膨らませ、みたくて遊びを楽しむ。
		3歳児	4歳児	5歳児

養護	生命の保持	基本的な生活習慣の自立に向けて一人一人丁寧に关わる。	子どもの発達を見通し、全身を使う運動を取り入れ、個々にあった活動ができるようにする。	道具や用具の使い方に気付けていけるようにする。
	情緒の安定	物事に意欲を持って取り組む気持ちを大切に、できたことを褒め、心の安定に努める。	友だちとの関わりの中で自己を発揮したり、相手の良さに気付いたりできるよう援助する。	保育教諭(保育士)や友だちに認められたり、ほめられたりする中で、自分に自信をもって生活できるようにする。
教育	健康	基本的な運動機能が伸び、周りの人や物との関わりを広げ、体を使った遊びを楽しむ。	衣服の着脱や食事・排泄など健康な生活に必要な生活習慣をしっかりと身につける。	自らが健康や安全を意識して行動する。
	人間関係	保育士や友達との繋がりを広げていく中で、人との関わりを深めていく。	仲間といることの喜びや楽しさを感じながら、つながりを深める。	友達と共通の目標を持ち、協力して物事をやり遂げようとする。
	環境	自然素材の遊びを十分に楽しみ、豊かな感性と想像力を伸ばしていく。	身近な動植物を見たり触ったりして、様々なものに興味・関心を持つ。	思考力や認識力が深まり、自然事象や社会事象、文字への興味や関心が深まる。
	言葉	保育士等との質問のやりとりや友達との会話を通して、言葉による表現が豊かになる。	したいこと・してほしいことを自分の言葉で伝える。	生活の中や絵本にある言葉や文字、数字の美しさや楽しさに気づき、遊びの中に取り入れる。
	表現	保育士と一緒に絵本や描画材、楽器に親しみ、音や動き、描画や製作で表現をする。	身近にある色々な素材で、描いたり作ったりして楽しむ。	友達とイメージを共有した上で役割分担をし、共同遊びや活動を満足するまで取り組む。

一日の保育の流れ

【2号認定・3号認定保育標準時間】

7:00	開園 登園
9:00	朝のおやつ(未満児) みんなで一緒の時間(3号認定) 教育の時間(2号認定)
11:30	昼食
13:00	午睡
15:00	おやつ 自由遊び
16:00	降園
18:00	延長保育
19:00	閉園

【1号認定】

7:00	預かり保育
8:30	登園 自由遊び
9:30	教育の時間
11:30	昼食
13:00	午睡
14:00	降園
18:00	預かり保育 閉園

(10)年間行事予定

令和8年度行事計画(案)

月	園内行事	月	園内行事
4月	入園式 親子遠足(2・5歳児)	10月	参加型参観日(全クラス)
5月	親子遠足(3・4歳児) 内科健診・歯科検診 芋苗植え(5歳児) 参加型参観(4・5歳児)	11月	運動会 交通安全教室(4・5歳児) さつまいも掘り(5歳児) 内科健診・歯科検診

			お楽しみ会（0・1歳児）
6月	個別懇談 どろんこ遊び じゃがいも堀り（5歳児） さつまいも苗植え（5歳児） 参加型参観日（全クラス）	12月	遠足 総合防災訓練 クリスマス会 シェイクアウトえひめ
7月	プール開き 福ふく夏まつり ザ・サマー（5歳児） 夏野菜栽培（5歳児） 参加型参観日（全クラス）	1月	お遊戯会
8月	参加型参観日（全クラス）	2月	節分（豆まき） パン作り（5歳児） じゃがいもの種植え（4歳児） 参加型参観日（全クラス）
9月	グランパママワハハの会 参加型参観日（全クラス） 内宮中学校職場体験	3月	ひなまつり 遠足 マラソン大会（5歳児） 卒園記念写真撮影（5歳児） お別れ会 卒園式（5歳児）

《月間行事》 お誕生日会・身体測定・避難訓練

《園児年間健康診断》 内科健診（年2回）・歯科検診（年2回）・尿検査（年1回・4・5歳児）

《自主的に取り組んでいる事業》 体操教室（3・4・5歳児）・英語教室（4・5歳児）・和太鼓
社会見学旅行（5歳児）・小、中学生交流・老人施設訪問等交流
障がい児交流（くるみ園との合同保育、合同遊戯）

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
契約解除	<p>・事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちに契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）保護者が当園に支払うべき、保育料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて催告したにもかかわらず、その期限内までに支払いがない場合 （2）保護者が通知を行わず利用を1ヶ月間行わなかった場合 （3）本契約の園児及び保護者が、他の園児の生命、身体、財産、信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせその状況の改善が見込まれない場合 （4）保護者及び園児が故意または重大な過失等により当園または保育士等の生命、身体、財産、信用を傷つけること等によって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込まれない場合

ご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	欠席や登園が遅れる場合は9時までにご連絡をお願いします。
--------------------	------------------------------

延長保育が必要な場合	延長保育をご利用になる場合は、事前に「延長保育申請書」の提出が必要です。利用を希望される方は、申請書をご提出いただきますようお願いいたします。
毎朝、体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	もしお子様が感染症にかかった場合は、医師の診断を受け、指定された登園停止期間を守っていただきますようお願いいたします。登園再開の際には、登園届を提出していただく必要があります。
発熱のある場合	熱が37度5分以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	基本的に、園では医療行為にあたる投薬は行いません。ただし、医師から処方された薬については、医師の指示に基づいて投薬を行うことができます。薬を園で与える必要がある場合は、「与薬依頼書」を記入し、薬と一緒に職員に手渡ししていただきますようお願いいたします。
ルクミーについて	園と保護者の皆様との連絡や情報共有は、スマートフォンアプリ「ルクミー for Family」を通じて行います。日々の連絡帳や出欠連絡、おたよりの確認、そして登降園の打刻もこのアプリでできますので、ぜひご活用ください。
おむつサブスクリプションサービスについて	園では、紙おむつの定額使い放題サービスを導入しています。このサービスをご利用希望の方は、同意書を提出していただく必要があります。詳細については、園からのお知らせをご確認の上、手続きをお願いいたします。
教育・保育の円滑な実施のためのお願い（カスタマーハラスメント防止）	当園では、園児一人ひとりに対する教育・保育を円滑に実施するため、職員への威圧的な言動や過度な要求、社会通念上相当な範囲を超える行為はお控えいただいております。このような行為が認められた場合には、教育・保育環境を守る観点から、対応方法を変更させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(12) 協力医療機関等

嘱託医 (内科・小児科)	佐藤内科 氏名 佐藤 真
	所在地 松山市鴨川 1-8-26 電話 089-978-0018
嘱託医 (歯科)	まこと歯科クリニック 氏名 今井 真
	所在地 松山市福角町甲 538-10 電話 089-978-7677
救急隊	所轄消防署名 松山市消防局中央消防署城北支所
	所在地 松山市馬木町 408 電話 089-979-5081
警察署	所轄警察署名 松山西警察署
	所在地 松山市須賀町 5-36 電話 089-952-0100

(13) 緊急時における対応方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなどの必要な措置を講じます。 ・ 保護者と連絡が取れない場合には、利用子どもの身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。
--

(14) 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。				
防火管理責任者	山田 伊佐子				
避難訓練	火災及び地震及び水害を想定した避難訓練(月1回)を実施します。				
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・災害備蓄倉庫・緊急地震速報受信機				
避難場所	第1避難場所	福角保育園園庭カーポート	大規模災害時 避難場所	第1避難場所	くるみ園
	第2避難場所	福角保育園駐車場		第2避難場所	松山福祉園
	第3避難場所	ラ・ルーチェ駐車場北側			

(15) 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

① 苦情等申立先

●事業所内の受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	副園長	石田 由起子	松山市福角町甲 1258 番地 2	089-978-3258
第三者委員	福角会監事	川中 国和	松山市北条辻 637-11	089-993-3104
	評議員選任・解任委員	萬 喜志男	松山市福角町甲 633-1	089-979-0805

解決責任者	園長	芳野 詩	松山市福角町甲 1258 番地 2	089-978-3258
-------	----	------	-------------------	--------------

※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。

●行政等の受付機関

機 関 名		住 所	電話番号
松山市	保健福祉部保育・幼稚園課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6412
愛媛県社会福祉協議会	運営適正化委員会	松山市持田町 3-8-15	089-998-3477

②虐待防止に関する窓口

担当者	氏 名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	石田 由起子	松山市福角町甲 1258 番地 2	089-978-3258

(16)個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担 当 者	氏 名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	芳野 詩	松山市福角町甲 1258 番地 2	089-978-3258

①職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について、在職中及び退職後においても他にもりません。

②園児の円滑な保育を行う際に、園児に関する情報を提供する場合には、予め文書にて保護者より同意を得ることとします。

(17)昼食等について

昼食・おやつ	松山市の献立表を基に調理いたします。 保護者の方へは、前月 25 日頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギー等の理由で食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。その際には、アレルギー除去食に関する連絡書（主治医意見書）の提示をお願いいたします。 アレルギーによる給食の除去は、医師による意見書の指示に従って行います。毎月月末に、個々の状況に合わせた献立表（除去食、代替食）を配布します。家庭での様子や園での様子など伝え合い、連携を取っています。
衛生管理等	集団給食施設届出を松山市保健所へ届出済です。 (平成 20 年 3 月 10 日届出) 調理員は毎月 2 回、園長・副園長・主幹保育士・乳児担当者は毎月 1 回、その他の職員は年 2 回腸内細菌検査を行っています。

(18)入園時に必要な書類等

<ul style="list-style-type: none"> ①家庭環境調査表 ②健康管理表(病歴・予防接種の記録・アレルギー等) ③個人情報承諾書 ④災害時緊急引き渡しカード ⑤申請書(延長保育・土曜保育を利用する場合) ⑥勤務証明書(土曜保育を利用する場合) ⑦利用料に係る口座振替依頼書 ⑧ルクミー For Family の同意書 ⑨おむつサブスクリプションサービスの同意書

(19)保育所と保護者の連絡について

<ul style="list-style-type: none"> ①利用子どもの状況や家庭での状況を相互確認しあうために、ルクミーを活用します。(未満児) ②園日より及びクラス日よりはルクミーで発行します。

(20)保護者の方で用意するもの

<ul style="list-style-type: none"> ①入園時に用意するもの <ul style="list-style-type: none"> 布団(袋)・着替え(上下・下着)・上靴(袋・3歳児以上)・ナイロン袋(35×25 cm以上) コップ(プラスチック製・3歳児以上) 歯ブラシ(耐熱温度 80℃以上・3歳児以上) ティッシュ 1 箱・クレパス(3歳児以上) 鍵盤ハーモニカ(5歳児)・鍵盤ハーモニカ用タオルハンカチ(5歳児) 哺乳瓶(0歳児・必要に応じて)・体操服(3歳児以上)・カラー帽子

②毎日持参するもの

箸（3歳児以上）・水筒（3歳児以上）・食食用エプロン（0・1歳児）※サブスクを利用していない園児
オムツ（3歳未満児・必要に応じて）・オムツマット（3歳未満児）

(21)保護者会について

新年度前（3月）入園説明会の時に保護者会総会を開催します。保護者会役員選出・保護者会費等について、話し合いを行います。また当園からは、行事や特定教育・保育内容等について説明を行います。保護者からのご意見を頂く場としています。

(22)健康診断等について

内科健診	年2回(5月・11月)、嘱託医による内科健診を行います。健診結果については、保護者へお知らせいたします。
歯科検診	年2回(5月・11月)、嘱託医による歯科検診を行います。検診結果については、保護者へお知らせいたします。
身体測定	毎月10日頃に身長・体重の測定を行います。年2回(6月・12月)には、胸囲の測定を行います。測定結果については、保護者へお知らせいたします。
尿検査	年1回(5月)4・5歳児対象に尿検査を行います。結果については、保護者へお知らせします。

(23)賠償責任保険の加入

1事故	7億
1名につき	1億

令和 年 月 日

認定こども園 福角保育園に関する特定教育・保育の提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

当該施設

<所在地>愛媛県松山市福角町甲 1258 番地 2

<施設名> 認定こども園 福角保育園

<代表者> 園長 芳野 詩

説明者

<職名> 副園長

<氏名> 石田 由起子 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、認定こども園 福角保育園に関する保育サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

支給認定保護者

<住所>

<氏名>

印

利用児との関係 ()

支給認定園児

<氏名>